



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

会社名 旭松食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 赤羽 源一郎
(コード 2911 大証第2部)
問合せ先 執行役員管理部長 鎌池 満孝
(TEL 06-6306-4121)

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について、下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 業務運営の基本方針

当社では、つぎの企業理念、経営理念を経営の基本に置く。

< 企業理念 >

「私たちはお客様の生活文化の向上とともに歩み、より快適で健康な食生活を追求し、
日々に新たに前進します。」

< 経営理念 >

品質第一

自主挑戦

参画経営

2. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社はコンプライアンス全体を統括する組織として、管理部長を委員長とした「コンプライアンス委員会」を設置する。

コンプライアンスの推進については、役員および社員等がそれぞれの立場で自らの問題として業務運営にあたる。また、相談・通報体制を設け、社内においてコンプライアンス違反行為が行われようとしていることに気づいた時は、コンプライアンス委員長に通報(匿名も可、通報者保護)をしなければならないと定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、食品メーカーとして、食の安全・安心を提供できるよう品質マネジメントシステム ISO 9001 の認証を受け、品質管理の強化に取り組んでいく。経理面においても、各部門長の自律的な管理を基本としつつ、経理部門が計数的な管理を行うこととする。また、万一食品事故が発生した場合は、社長を本部長とした「食品事故緊急対策本部」を設置し、統括して危機管理にあたるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会、監査役会を3か月に1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行う。取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、全取締役、常勤監査役が出席する常務会を毎月1回開催し、業務執行に関する基本的事項等(ただし、取締役会専決事項を除く)にかかる意思決定を機動的に行う。

業務運営については、中期経営計画および各年度方針・予算を立案し全社的な目標を設定し、執行役員を中心とする経営会議を毎月1回開催し、目標達成に向け具体策を立案、実行状況の監督を行う。

5. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

当社は、法令および社内規程に基づき、文書等の管理を行う。

特に情報管理については、情報管理規程を別に定め、個人情報保護に関することも含め、明確に対応する。

6. 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、当社企業グループにおいても当社同様の内部統制システムを推進する。また、管理部長が関連会社担当として、その任にあたる。

なお、関連会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、事業内容の定期的な報告と重要案件については事前協議を行う。

7. 監査役の職務を補助すべき使用人

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいないが、定期的に代表取締役と意見交換を行っており、必要に応じ対応を行う。

8. 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告する。

また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、常務会などの重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求めるものとする。

なお、監査役は、会社の会計監査人である中央青山監査法人から会計監査内容について、説明を受けるとともに、情報交換を行うなど連携を図っていく。

以 上